

【農業・食品産業競争力強化支援事業】

原種鶏・種鶏輸入ひなの安定確保への道

(海外での鳥インフルエンザの発生時のひなの安定確保対策事業)



平成19年3月

社団法人 日本種鶏孵卵協会
原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会

目 次

はじめに	1
1 海外でのA I発生時の原種鶏・種鶏輸入ひなの安定確保に向けた検討の視点	2
2 原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会	3

原種鶏・種鶏輸入ひなの安定確保への道

1 わが国の原種鶏(GP)・種鶏(PS)の輸入の現状	4
2 海外でのA Iの発生とわが国の初生ひな輸入停止措置	5
3 初生ひな輸入停止措置から解除までの条件	6
4 初生ひなの輸入停止措置から輸入再開までの期間	7
5 初生ひな輸入停止の条件と停止区域の例	8
6 初生ひなが輸入停止された場合の国内のひな供給に与える影響と国内の対応策	9
7 提 言	10

(参考資料)

1 英国から日本向けに輸出される家きんの初生ひなの家畜衛生条件 (平成18年3月16日)(抜粋)	12
「原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会」及び「ひなの安定確保対策事業 推進委員会」委員名簿	14

はじめに

わが国の種鶏ふ卵業は、採卵鶏及び肉用鶏の優良素びなを生産し、これを養鶏農場に供給するという養鶏産業にとって重要な役割を担い、その発展に努めている。

しかしながら、近年の養鶏産業をめぐる情勢は鳥インフルエンザ（A I）の発生や食中毒の原因となるサルモネラ等による消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっており、種鶏場やふ卵場においても家きん疾病の侵入防止等衛生管理が重要な課題となっている。特に、A Iによる感染は、わが国においても2004年に山口県、大分県、京都府に発生（H5N1）し、2005-6年に茨城県、埼玉県（H5N2）、最近では2007年1月に宮崎県、岡山県の養鶏場において発生（H5N1）し、わが国の養鶏産業に大きな影響を及ぼしている。また、A Iの発生は世界的に広がりを見せており、中国や東南アジアをはじめ、欧米諸国にも広がりを見せている。

このような情勢のなか、2006年にEU諸国でのA Iの感染により、我が国の原種鶏（GP）・種鶏（PS）の主要な輸入相手国である、フランス、ドイツ、オランダ、英国などからの初生ひなの輸入が一時停止する事態が生じた。

わが国における採卵鶏及び肉用鶏のPSを生産するGPの大部分は海外からの輸入に依存している実態にあることから、GPの初生ひなの輸入が一時的に停止されることは、わが国のひなの安定供給を担う種鶏ふ卵業界にとって極めて重要な問題となっている。

このため、(社)日本種鶏孵卵協会において国内における種鶏用のひなの安定確保を図る目的で農林水産省の指導のもとに、農業・食品産業競争力強化支援事業のうち知識集約型産業創造対策事業において海外でのA I発生とひなの輸入停止による緊急・非常事態に対処したGP・PSの安定確保を図るために「ひなの安定確保対策事業推進委員会」の下に「原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会」、「種鶏長期飼育技術専門委員会」、「国産鶏利用体制構築専門委員会」の3つの専門委員会を設けて検討を行ってきた。

この報告書は、「原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会」において、海外でのA I発生と初生ひな輸入停止等によるGP・PSの安定確保を図るための諸問題とその対応策について検討を行い「原種鶏・種鶏輸入ひなの安定確保への道」として取りまとめたものである。

社団法人 日本種鶏孵卵協会
原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会

1 海外でのA I発生時の原種鶏(GP)・種鶏(PS)輸入ひなの安定確保に向けた検

討の視点

(1) GP・PSの輸出国におけるA Iの発生

GP及びPSのわが国への輸出国は、卵用種鶏はイギリス、オランダ、フランス、ドイツ、ハンガリー、カナダ、アメリカの7か国となっており、2006年の輸入実績は5か国(オランダ、フランス、ドイツ、カナダ、アメリカ)から輸入されている。肉用種鶏はイギリス、フランス、アメリカの3国で2006年の輸入実績もこの3国から輸入されている。

2006年はGP・PSの主な輸出国においてA Iが発生し、そのためGP・PSの初生ひなのわが国への輸入が一時停止され、そのまま輸入が再開できない国、その後輸入が再開された国やウイルスのタイプが弱毒性であったことにより、発生した州や県に限っての輸入停止措置がとられるなど、輸出国によって国内の養鶏生産に様々な影響を及ぼした。

(2) 欧州でのA I発生による国内での主な関連報道

(日本経済新聞及び朝日新聞の例)

2006年

2月20日(日経新聞)「仏の鳥インフルエンザ H5N1と確認」

2月25日(朝日新聞)「仏の飼育場七面鳥が大量死 約1万羽 鳥インフルエンザか調査」

2月25日(日経新聞)「仏産鶏肉など輸入停止」

2月26日(日経新聞)「仏でH5N1型検出 鳥インフルエンザ 食用家禽ではEU初」

2月27日(朝日新聞)「鳥インフルエンザ感染 ついに上陸仏に衝撃 食と農業の国、大痛手 日本の輸入停止に困惑」

2月27日(朝日新聞)「欧州、4カ国で拡大 渡り鳥中国から運ぶ? 「来冬は日本も危険」

4月11日(朝日新聞)「欧州鳥インフル 国内養鶏にも影響 禁輸次々 ヒナ不足の恐れ」

4月30日(朝日新聞)「英産の鶏、輸入停止 鳥インフル確認 ヒナ供給の4割依存」

(報道記事の要約)

- 欧州での鳥インフルエンザの流行が、国内の養鶏産業にも影響を及ぼしそうだ。
- 農家が採卵や食肉用として飼育している鶏の多くは、欧州で育種改良された原種鶏・種鶏を輸入してそれを親どりとしてひなが国内で生産される。
- 鳥インフルエンザの感染を防ぐため、欧州の主な農業国から生きた鶏の輸入が停止されたことで、国内の鶏が不足する可能性が出てきた。
- 世界で飼育されている鶏の大部分は、欧米の大企業が育種を手がけている。
- 日本においても、海外からの輸入に頼らず、国内で育種した鶏は採卵用で7%、食肉用は1%にも満たない。
- 養鶏業界は米国や英国など輸入が停止されていない国からの輸入を増やすと同時に、すでに輸入した鶏を大切に扱い、通常は7カ月の採卵期間を10カ月以上に延長することで、ひな不足を解消する考えだ。
- ただ、輸入停止が長期化した場合は業界への影響は避けられないため、農水省は低利融資などで農家経営を支援する準備を急いでいる。
- 農水省は、国内に輸入済の鶏のストックが十分にあり、輸入先を欧州から北米に切り替える動きが進んでいることから、当面は大きな影響はないとしている。

(3) 検討の視点

「欧州での鳥インフルエンザの流行が、国内の養鶏産業にも影響を及ぼしそうだ。欧州の主な農業国から生きた鶏の輸入が停止されたことで、国内の鶏が不足する可能性が出てきた。」との一般紙での報道及びこの報道を受けて、当時の中川昭一農林水産大臣が「対策に取り組むことが重要」との発言もあり、GPの輸入停止が長期化した場合は業界への影響は避けられないため、海外でのHPAI発生時のGP・PSひなの安定確保について、海外でのAI発生と海外鶏育種会社の動向・現地情報収集のあり方及びGP・PSの初生ひなが輸入停止された時の国内対応等について検討を行った。

2 原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会

海外でAIの発生時のひなの安定確保対策の一環として、国内におけるGP・PSの安定確保を図る体制づくりのため、現行の輸入検疫制度における対応策を検討する目的で主にGP・PSの輸入に関わる企業を委員に「原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会」を設置し検討を行なった。

原種鶏・種鶏輸入ひなの安定確保への道

1 わが国の原種鶏(GP)・種鶏(PS)の輸入の現状

(1) GP・PSの輸入について

通常GP・PSは日齢の違う複数の鶏群が保有されており、以下の国から輸入されるが、レイヤーとブロイラーとでは種卵の採取期間及び商品化率が異なるが、基本的には、ひな生産に支障がないローテーションにより輸入計画がされている。

しかし、AIの発生により輸入が停止されるとひな生産のローテーションに影響を及ぼし、その停止期間が長期に及んだ場合はその影響は多大である。

(2) GP・PSの主な輸出国

現在、日本へ輸出されるGP・PSは以下の各国となっている。

① GP

レイヤー(卵用鶏) : アメリカ ドイツ カナダ
ブロイラー(肉用鶏) : イギリス アメリカ

② PS

レイヤー : アメリカ ドイツ カナダ オランダ フランス ハンガリー
ブロイラー : イギリス アメリカ フランス

(3) 現在GP及びPSを輸入している国及び種鶏

① レイヤー

☆ EWグループ (株)ゲン・コーポレーション)

○ 現在GPを輸入している国及び鶏種

アメリカ : Dallas Center USA (ハイライン)

ドイツ : Bruterei Dorum GERMANY (ローマン・H&N)

カナダ : Caledonia Ontario CANADA (ローマン・H&N)

○ 現在PSを輸入している国及び鶏種

イギリス : Studley Warwickshire UK (ハイライン)

☆ ヘンドリックス ジェネティックス (株)日本シェーバー)

○ 現在PSを輸入している国及び鶏種

オランダ : Boxmeer the NETHERLANDS(デカルブ シェーバー バブコック イサ)

フランス : Saint Brieuç FRANCE(デカルブ シェーバー バブコック イサ)

ドイツ : Kirchberg GERMANY(デカルブ)

カナダ : Cambridge Ontario CANADA(デカルブ シェーバー バブコック イサ)

- ☆ テトラ (株中村リンク)
- 現在PSを輸入している国及び鶏種
ハンガリー : (テトラ)

② ブロイラー

- ☆ エビアジェングループ (株日本チャンキー)
- 現在GPを輸入している国及び鶏種
イギリス : スコットランド イングランド (チャンキー)

- ☆ コップバントレス社 (株松阪ファーム)
- 現在GPを輸入している国及び鶏種
イギリス : イングランド ノーホーク州 (コップ)
アメリカ : ジョージア州 (コップ)

- ☆ ハバード社 (東西産業貿易株)
- 現在PSを輸入している国及び鶏種
フランス : QUINTIN FRANCE
 JUIGNE SUR SATHE FRANCE
 COUJNTIN FRANCE
(ハバード カラーM)

- ☆ ハバード社 (株ヤマモト)
- 現在PSを輸入している国及び鶏種
フランス : 社 QUINTIN FRANCE (レッドブロー)

- ☆ サッソー社 (株野澤組)
- 現在PSを輸入している国及び鶏種
フランス : SABRES FRANCE (本社)
 SOULITRE FRANCE (サッソー)

2 海外でのA Iの発生とわが国の初生ひな輸入停止措置

海外でA Iが発生した場合、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を阻止する目的で家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律代66号)第1条(目的)において

- ① 国際的な物流において海外からの家畜の伝染性疾病の侵入をより効果的に阻止するためには、一方的な侵入防止措置のみならず、それぞれの国が輸出国の立場にあれば家畜の伝染性疾病を出さないという国際的な相互協力が不可欠である。すなわち、輸入または輸出される動物および畜産物の検疫については、家畜衛生上安全な物のみを輸出入させてわが国への家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るとともに国際動物検疫に寄与するために行うこととして、その具体的な輸出入の取り扱いが、第4章(輸出入検疫)に位置付けされています。
- ② 第4章は36条から第46条の2までの構成となっていますが、初生ひなの輸入禁止の措置は第40条(輸入検査)の規定に「指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その者につき、現状のままで、家畜防疫官から第36条及び第37条

の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、……。」から、A I がかの国で発生したとの発表を受けて「監視伝染病の病原体をひろげるおそれ有り」の判断のもとに、「家きん肉等の輸入を一時停止し、相手国政府へ詳細な情報提供を求める」こととされており、その都度農林水産省はプレスリリースで公表。

(注：A I で強毒タイプのウイルスの発生及びワクチン使用による場合はその国全土、弱毒タイプのウイルスについては獣医診断体制、サーベイランス体制等を勧告し、一部の国について発生州（県）からの輸入停止を適用）

3 初生ひな輸入停止措置から解除までの条件

家畜伝染病予防法に基づき農林水産大臣の指定する検査場所において行う初生ひなの輸入及び輸出検査は、「初生ひなの輸入及び輸出検査要領」（平成18年11月2日付け18動検第873号、動物検疫所長通達）に基づいて行なわれている。（法第40条の第3項及び第44条）

A I の発生により初生ひなの輸入が一時停止されてから輸入が再開されるまでの規則は、その輸入相手国と交わされている「日本向けに輸出される家きんの初生ひなの家畜衛生条件」に基づいての条件「清浄性の確認」がクリアされた段階で解除となる。

家畜衛生条件についてその一例として英国から日本向けに輸出される家きんの初生ひなの家畜衛生条件（平成18年3月16日）のうちA I に関する事項を抜粋すると次の通りである。

- ① 輸出ひなの日本向け輸出前のすくなくとも90日以上、輸出国において鳥インフルエンザ（*鳥インフルエンザとは、H5及びH7血清型のA型インフルエンザウイルスで高病原性を示すA型インフルエンザウイルスと定義されるもの。）の発生（*当該疾病の臨床症状の出現、当該疾病に対する特異抗原若しくは抗体（鳥インフルエンザの抗体に限る。）の検出または当該疾病の病原体の同定。）がなく、かつ輸出国では鳥インフルエンザのワクチンが禁止されていること。
- ② 輸出ひなの生産農場（ふ卵施設を含む。以下同じ）においては、輸出ひなの日本向け輸出前3か月間、家きんコレラ、ニューカッスル病、ひな白痢、（サルモネラ・プロラム）、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏痘、鶏チウス（サルモネラ・ガリナルム）、呼吸器性マイコプラズマ病、マレック病、鶏サルモネラ感染症（サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムに限る。以下同じ）、低病原性鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ以外のA型インフルエンザによる感染症）、鶏白血病、鶏結核病、ロイコチトゾーン病、ウエストナイルウイルス感染症、あひるウイルス性肝炎（あひる初生ひなの場合に限る。）及びあひるペスト（あひる及びがちょう初生ひなの場合に限る。）の発生がないこと。
- ③ 輸出ひなの種鶏群は90日毎に輸出国政府機関の監督下で鳥インフルエンザに対する発育鶏卵によるウイルス分離試験及び赤血球凝集抑制反応又はゲル内沈降反応試験を受け、その結果、陰性であること。
- ④ 日本では、到着時の検査及びその後すくなくとも14日間の係留検査を実施し、当該検査においてひな白痢、鶏チフス、鶏サルモネラ感染症について細菌検査を実施する。
- ⑤ 係留中の検査において鳥インフルエンザが摘発された場合には、日本の動物検疫所の指

示によって当該摘発家きんの処分を行うとともに、輸出国において鳥インフルエンザの発生がないと日本政府が確認するまでの間は、同国から日本向け家きんの輸出を中止する。

4 初生ひなの輸入停止措置から輸入再開までの期間

このことから、海外でのA I発生による初生ひなの輸入停止措置から輸入再開までの期間については、各国により「清浄性の確認」までの期間が異なることや清浄性の確認後最低90日を経て輸入が再開され、更に、日本に到着後14日間の係留検査が実施されるのでその期間は大きく異なる。

初生ひなの輸入停止措置から輸入解除までの輸出国別輸入停止期間を見ると以下のとおり。
(平成19年3月現在)

(米国)

- ① 米国コネチカット州からの輸入停止から解除 (H7N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成15年3月6日
解除措置：平成18年11月10日
停止期間：3年249日
- ② 米国ニューヨーク州からの輸入停止から解除 (H7N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成16年2月7日
解除措置：平成16年6月9日
停止期間：91日
- ③ 米国ニューヨーク州からの輸入停止から解除 (H7N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成17年6月9日
解除措置：平成18年9月15日
停止期間：98日
- ④ 米国ニューヨーク州からの輸入停止から解除 (H5N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成18年11月16日
解除措置：停止中
停止期間：停止中
- ⑤ 米国ペンシルバニア州からの輸入停止から解除 (H5N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成18年8月4日
解除措置：平成18年9月15日 (一部解除) (停止期間42日間)
：平成18年11月10日
停止期間：98日

(カナダ)

- カナダからの輸入停止から解除 (H5N2亜型弱毒タイプ)
停止措置：平成17年11月21日
解除措置：平成17年12月2日 (一部解除) (停止期間11日)
(弱毒タイプと判明し発生州ブリテッシュ・コロンビア州を除いて解除)
：平成18年7月27日
停止期間：250日

(フランス)

フランス全土からの輸入停止から解除 (H5N1 亜型強毒タイプ)

停止措置：平成18年2月24日

解除措置：平成18年6月19日 (一部解除) (停止期間115日)

(ワクチン接種を実施していたランド県を除く)

：平成18年7月19日

停止期間：146日

(オランダ)

オランダ全土からの輸入停止 (ワクチン接種実施による輸入停止)

停止措置：平成18年3月16日

解除措置：停止中

停止期間：停止中

(ドイツ)

ドイツ全土からの輸入停止から解除 (H5N1 亜型強毒タイプ)

停止措置：平成18年4月6日

解除措置：平成18年8月8日

停止期間：124日

(英国)

① 英国全土からの輸入停止から解除 (H7N3 亜型弱毒タイプ)

停止措置：平成18年4月29日

解除措置：平成18年5月24日 (一部解除) (停止期間：25日間)

(弱毒タイプと判明し発生州ノーホーク州を除いて解除)

：平成18年8月11日

停止期間：104日

② 英国全土からの輸入停止から解除 (H5N1 亜型強毒タイプ)

停止措置：平成19年2月4日

解除措置：停止中

停止期間：停止中

(ハンガリー)

① ハンガリー全土からの輸入停止から解除 (H5N1 亜型強毒タイプ)

停止措置：平成18年6月13日

解除措置：平成18年11月10日

停止期間：150日

② ハンガリーからの輸入停止から解除 (H5 亜型強毒タイプ)

停止措置：平成19年1月25日

解除措置：停止中

停止期間：停止中

5 初生ひな輸入停止の条件と停止区域の例

(1) AIのウイルスタイプによる違い

i 強毒性タイプ (H5N1 亜型)

フランス、ドイツ、ハンガリー、イギリス

- ii 弱毒性タイプ（H5亜型）
アメリカ（ニューヨーク州、ペンシルバニア州）
- iii 弱毒性タイプ（H7亜型）
アメリカ（ニューヨーク州、コネチカット州、）
イギリス（ノーホーク州）

（２）ワクチン使用による輸入禁止の例

- オランダ：（全土）
- フランス：（ランド県）情報提供に基づき解除済み

6 初生ひなが輸入停止された場合の国内のひな供給に与える影響と国内の対応策

A Iの発生により輸入が停止されるとひな生産のローテーションに影響を及ぼし、その停止期間が長期に及んだ場合はその影響は多大である。特に、輸出の育種会社が発生国以外の国から輸出できるバックアップ体制を取れる場合は、そのような国にシフトすることでカバーできるが、それが出来ない場合は輸入が全く途絶えることとなるのでその影響は計り知れない。

（１）GPの国内輸入会社の対応策

育種会社（海外の鶏ブリーダー）は2006年のA I発生以降、世界へのGP供給策として基礎鶏の分散はもちろん、原原種鶏（GGP）の分散（他国）により、GPの供給基地を世界各国に確立しており、現在のところ日本へのGP供給が途絶える事態には至っていない。

しかし、長期的には停止した場合の対応策として次のことが考えられるが、部分的な対応は可能であっても全て対応できる体制にはなっていない。

- ① GPの輸入が長期的に停止した時はPSの輸入で対応。（PSはGP以上に世界的な供給網が発達している）
- ② GPの種卵採取期間を延長する。
 - i 平常時では、GPとも後継ロットの種卵利用開始時期や種卵需要を考慮して、え付け計画にもとづいて強制換羽することなく65週齢から70週齢程度まで飼養が可能。
 - ii 緊急時の対応として延長飼育するには加齢とともに起きる受精率の低下や卵重増加によるふ化率の低下を考慮しなければならない。
 - iii また、強制換羽（又は誘導換羽）の種鶏への応用も考慮されるが、雄の強制換羽は行なわれていない。強制換羽後の雌には、別飼いした未処理の雄や若い雄の入れ替え（スパイキング）をする。
（*スパイキングの手法：スパイキング用の若雄は、28週齢以降体重の大きい雄を使用し、少なくとも雄全体の15%以上は老鶏の雄と入れ替えることを言う。雄を常時確保することを考慮する必要がある、スパイキング用の小屋の準備が必要。）

③ 緊急避難的にA I 清浄国から種卵の輸入

種卵での輸入目的は、A I 発生によりメインの輸出国からGP・PSの輸入が不可能な場合に、遠方の清浄国（例、ブラジル）からひなを輸入する場合、到着までにひなが死亡するリスクが大きい「種卵」で輸入することが考えられる。

なお、種卵に関する家畜衛生条件はドイツ及び台湾との間で締結されており、その他の国についても、輸出国との間で家畜衛生条件が締結されれば輸入は可能となる。

(2) 海外でのA I 発生による情報収集と国内への情報提供

① A I 問題は日本の養鶏家に対してひなの安定供給を前提に考慮する必要がある、海外でのA I の発生情報の収集については、業界団体である（社）日本種鶏孵卵協会が窓口となって正確な情報の整理に努める。

② 特に、行政当局（農林水産省）との連絡の窓口として正確な情報の収集に当たり、民間各社の現地からの情報も含め民間→協会→農林水産省への情報提供のルートを構築する必要がある。最終的には国際獣疫事務局（OIE）及び農林水産省の確認が必要。

③ 海外でのA I 関係情報については、情報の混乱により種鶏供給先や鶏卵・鶏肉生産者に対して不安感を与えないため、原種鶏・種鶏の導入対応についての的確な情報提供を行う。

7 提言

以上、海外でのA I 発生時のGP・PSの輸入ひなの安定確保に向けた国内の対応策の要点である。

しかし、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を阻止する目的で家畜伝染病予防法（輸入検疫制度）により海外でA I が発生した場合、ある期間輸入が停止する措置がとられるが、従来の輸出国がA I の発生によりわが国への輸入が一時停止されたことにより、発生国以外の国からの輸入によりカバーすることは可能な育種会社であっても、同様のその国から輸入しようとする他の国もあることから、輸入が確約できるとは限らない。このため、このバックアップ体制の実行が不可能になることや、この停止措置が長期になった場合は国内のひなの供給に大きな影響を及ぼし、わが国の養鶏産業に与える影響は大きい。

このため、今後、GPの輸入の安定確保の観点から、現在執られている「輸入停止措置」及び「輸入検疫の手続き」について厳格な衛生管理のもとで輸出されるものに限り次の理由から現行制度見直しの検討を提言する。

(現行制度)

1 輸入の一時停止措置について

現在、海外でのA I 発生に伴う初生ひなの輸入は、ウイルスタイプが強毒性の場合はその国全土、弱毒性の場合は州又は県単位で一時停止される。

2 初生ひな及び種卵の輸送について

海外の清浄国からひな及び種卵を輸入する場合、現行の家畜衛生条件においては、その輸送便がA I 発生に伴い輸入が禁止されている国の空港を経由（積替え）する場合は不許可となる。

（現行制度 1 に対する提言）

- 1 海外でのA I の発生に伴う輸入の一時停止措置の地域の範囲（国全土、州又は県）について、ウイルスのタイプが強毒性、弱毒性に関係なく、輸出国政府が設定した移動制限区域外からの初生ひなの輸入を認める措置の検討。

この場合、防疫体制について、衛生面で厳格な管理を行っている会社に限る措置とし、その母鶏群がA I に感染しておらず、且つ輸出の90日間を超えない直近時点で疫学的検査においてA I ウイルスが検出されないことが前提条件。

- 2 「初生ひな」に限る措置とする理由は、輸出において疫学的検査においてA I ウイルスが検出されないことが前提条件となるほか、輸入後においても、初生ひなの輸入検査は係留期間14日間義務付けられており、検査の結果、初生ひなが家きんの監視伝染病の病原体を広げるおそれがないと認められときには、輸入者に輸入検査証明書が交付されることになっており、輸入後においても検査検査が厳重に行なわれていること。

（現行制度 2 に対する提言）

- 1 初生ひな及び種卵の輸入の場合、清浄国（州、県）から輸出する際、荷の積み替えにより経由する空港がA I 発生国であっても、生きた家禽との接触を確実に回避することが担保される場合に限って、その積み替えを認める措置の検討。

(参考資料)

英国から日本向けに輸出される家きんの初生ひなの家畜衛生条件

(平成 18 年 3 月 16 日) (抜粋)

日本向けに輸出される家きん(鶏、アヒル、七面鳥、うずら、及びがちょう)の初生ひな(以下「輸出ひな」という。)に適用する家畜衛生条件は、次によることとする。

- 1 輸出ひなの日本向け輸出前のすくなくとも 90 日以上、輸出国において鳥インフルエンザ(*2)の発生(*1)、かつ輸出国では鳥インフルエンザのワクチンが禁止されていること。
(*1)発生とは、当該疾病の臨床症状の出現、当該疾病に対する特異高原若しくは抗体(鳥インフルエンザの抗体に限る。)の検出または当該疾病の病原体の同定。
(*2)鳥インフルエンザ(以下「AI」とする。)とは、以下のウイルスによる鳥類の感染症のこと。
 - i H5及びH7血清型のA型インフルエンザウイルス
又は
 - ii OIE Manual of Standards for Diagnostic Test and Vaccines で高病原性を示すA型インフルエンザウイルスと定義されるもの。
- 2 輸出ひなの生産農場(ふ卵施設を含む。以下同じ)においては、輸出ひなの日本向け輸出前3か月間、家きんコレラ、ニューカッスル病、ひな白痢、(サルモネラ・プロラム)、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏痘、鶏チウス(サルモネラ・ガリナルム)、呼吸器性マイコプラズマ病、マレック病、鶏サルモネラ感染症(サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムに限る。以下同じ)、低病原性鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ以外のA型インフルエンザによる感染症)、鶏白血病、鶏結核病、ロイコチトゾーン病、ウエストナイルウイルス感染症、あひるウイルス性肝炎(あひる初生ひなの場合に限る。)及びあひるペスト(あひる及びがちょう初生ひなの場合に限る。)の発生がないこと。
- 3 輸出ひなの生産農場におけるサルモネラ感染症の細菌培養検査については、
 - (1) 輸出ひなは輸出国政府機関により承認されたサルモネラ感染症がフリーであることを保証できるプログラムの下にある種鶏群から生産され、かつ、当該疾病がフリーであることが輸出国政府機関により保証できるものであること、又は、
 - (2) 輸出国政府獣疫官の監視下で別添に示す検査サンプルについてサルモネラ感染症の細菌培養検査が実施され、陰性であること。
- 4 輸出ひなの種鶏群は90日毎に輸出国政府機関の監督下で鳥インフルエンザに対する発育鶏卵によるウイルス分離試験及び赤血球凝集抑制反応又はゲル内沈降反応試験を受け、その結果、陰性であること。検査のためのサンプリングは別添の方法によること。
- 5 ~ 9 (略)

- 10 日本では、到着時の検査及びその後すくなくとも 14 日間の係留検査を実施し、当該検査においてひな白痢、鶏チフス、鶏サルモネラ感染症について細菌検査を実施する。
- 11 係留中の検査において鳥インフルエンザが摘発された場合には、日本の動物検疫所の指示によって当該摘発家きんの処分を行うとともに、輸出国において鳥インフルエンザの発生がないと日本政府が確認するまでの間は、同国から日本向け家きんの輸出を中止する。
- 12 ひな白痢、鶏チフス、鶏サルモネラ感染症が摘発された場合又は当該家畜衛生条件の上記各項目にかかわらず日本での輸入検疫中に家きんの伝染性疾病が摘発された場合には、日本の動物検疫所の指示によって当該摘発家きんの返送又は処分を行うことができる。

原種鶏・種鶏輸入対策専門委員会

氏 名	所 属	備 考
一ノ倉 達也	(株)野澤組 畜産部次長	(社) 日本種鶏孵卵協会 原種鶏部会
◎大畑 信之	(株)日本シェーバー 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 副会長・原種鶏部会長
菊池 修	(株)日本チャンキー 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会 原種鶏部会
田代 方男	(株)松阪ファーム 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 原種鶏部会
村田 良樹	東西産業貿易(株) 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会 原種鶏部会
山本 淳一	(株)ヤマモト 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会 原種鶏部会
渡邊 周治	(株)ゲン・コーポレーション 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 副会長・レイヤー部会長

◎は座長

ひなの安定確保対策事業推進委員会

氏 名	所 属	備 考
大畑 信之	(株)日本シェーバー 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 副会長・原種鶏部会長
後藤 悦男	(株)後藤孵卵場 代表取締役会長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 国産鶏普及協議会会長
末國 富雄	(独)家畜改良センター 岡崎牧場長	
須永 裕	(財)競走馬理化学研究所 常務理事	元農林水産省 動物検疫所長
◎新延 修	(有)新延孵化場 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 会長
森 英雄	(株)森孵卵場 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事
山本 洋一	(独)家畜改良センター 兵庫牧場長	
渡邊 周治	(株)ゲン・コーポレーション 代表取締役社長	(社) 日本種鶏孵卵協会・理事 副会長・レイヤー孵卵部会長

◎ は座長